

## ○岡山市手話通訳者派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、聴覚障害者等に対し手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の意思疎通の円滑化及び社会参加の促進並びに福祉の向上を図る岡山市手話通訳者派遣事業について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者等 聴覚障害者又は音声・言語機能障害者をいう。
- (2) 手話通訳者 手話通訳者全国统一試験に合格した者及び当該者と同等の能力を有すると市長が認めた者のうち、岡山市手話通訳者・要約筆記者の登録に関する要綱により市が登録をしたものをいう。
- (3) 遠隔手話通訳 離れている場所からテレビ電話を通じて行う手話通訳をいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は岡山市とする。

### (市の責務)

第4条 市はこの事業に従事する手話通訳者の健康と安全の確保に努めなければならない。

### (派遣対象者等)

第5条 市長は、次に掲げる要件のいずれをも満たす者に対し、手話通訳者を派遣する。

- (1) 市内に住所を有する聴覚障害者等又は市内に活動拠点を置く聴覚障害者等で構成する団体であること。
- (2) 公的機関、医療機関又は教育機関に出向く等社会生活上通訳が必要不可欠な場合及び社会参加促進の観点から通訳が必要と認められること。
- (3) 手話通訳者の派遣時間が、原則として午前9時から午後5時までの間で、1回につき4時間以内であること。
- (4) 派遣回数が、同一の派遣対象者につき1週当たり5回までで、かつ、合計時間が18時間以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、派遣場所の市町村等に対して、当該市町村等に登録さ

れている手話通訳者の派遣を依頼するものであって、かつ、前項各号のいずれをも満たすものは、この要綱による派遣事業とする。

(派遣の申請)

第6条 手話通訳者の派遣を受けようとする者（遠隔手話通訳の利用を希望する者も含む。）（以下「利用者」という。）は、派遣を希望する日の7日前までに、手話通訳者派遣・遠隔手話通訳申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ないときは、この限りでない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、書面により、その旨を利用者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な手話通訳者を選考の上、書面により手話通訳者（第5条第2項の場合にあっては、市町村等）に依頼するものとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは、この限りでない。

(利用者の負担)

第8条 手話通訳者の派遣に係る利用者の費用負担は、無料とする。ただし、遠隔手話通訳の利用において、利用者の端末機器を使用する場合、その通信に係る費用等は、この限りではない。

(タブレットの貸出申請)

第9条 遠隔手話通訳に用いる市の所有するタブレット（以下「タブレット」という。）を借り受ける聴覚障害者等（以下「借受人」という。）又はその代理人は、手話通訳者派遣・遠隔手話通訳申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(タブレット貸出の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、書面により、その旨を利用者に通知するものとする。

(タブレットの貸出方法)

第11条 借受人又はその代理人は、前条の規定による書面にて指示された場所にてタブレットを借り受けることとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは、市長は書面にて指示した場所によらず、借受場所について柔軟に対応する。

(タブレットの貸出期間)

第12条 タブレットの貸出期間は、遠隔手話通訳の実施日の1週間前から1週間後までの最大2週間とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、タブレットの利用期間を延長することがで

きる。

(タブレットの目的外使用の禁止)

第13条 借受人は、タブレットを常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、遠隔手話通訳以外に使用し、または他人に譲渡し、転嫁し、交換し、もしくは担保に供してはならない。

(タブレットの原状回復及び損害賠償)

第14条 借受人は、タブレットを損傷し、または滅失させたときは、原状回復しなければならない。

2 タブレットを損傷し、または滅失した場合において、原状回復ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

(報告)

第15条 手話通訳者は派遣業務終了後すみやかに手話通訳者派遣業務報告書(様式第2号。以下「業務報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する派遣については、この限りではない。

(派遣の報償金)

第16条 市長は業務報告書により適正に手話通訳業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報償金を手話通訳者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に規定する派遣に係る費用等の支払額は、派遣場所の市町村等の規定に基づく額とし、請求に基づき当該市町村等又は当該市町村等に登録されている手話通訳者に支払うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

項目	基準		金額
報償金	利用者との待ち合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。（交通費相当額を含む）	1時間まで	2,350円
		1時間を超えた場合、30分毎	1,050円